

前橋市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的
検証委員会設置要綱（案）

（目的）

第1条 前橋市内の教育・保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故（以下「重大事故」という。）について、事実関係の把握を行い、死亡した又は重大な事故に遭った子どもやその保護者の視点に立って発生原因の分析等を行うことにより、必要な再発防止策を検討し、提言を行うことを目的として、前橋市教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）前橋市から報告を受けた保育施設等における重大事故について、事実関係を明確にし、問題点及び課題の抽出を行うこと。
- （2）事故の問題点及び課題を踏まえ、実行可能性を勘案しつつ、再発防止のための提言をまとめ、前橋市に報告すること。
- （3）その他目的達成に必要な事項に関すること。

2 上記事項に関しては、「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について（平成28年3月31日付け3府省連名通知）」に基づき、実施する。

（検証対象施設）

第3条 検証対象施設は、前橋市内に設置されている次の施設又は事業とする。

- （1）特定教育・保育施設
- （2）特定地域型保育事業
- （3）地域子ども・子育て支援事業
- （4）認可外保育施設
- （5）認可外の居宅訪問型保育事業

（構成員等）

第4条 委員は、保育施設等における重大事故の再発防止に知見のある有識者をもって構成し、前橋市社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員（以下「分科会委員」という。）から選定する。ただし、専門的な知見が必要な事案については、分科会委員に限らず、臨時に委員を選定することができるものとする。

2 重大事故の検証については、事例ごとに行うこととし、委員の選定については、重大事故が発生した際に行うこととする。

3 委員の任期は、特に定めず、一の事例の検証が終了するまでの期間とする。

(委員会)

第5条 委員会には、委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により決定する。

3 委員長は、会務を総理し、必要に応じて委員会を招集する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員のうちから委員長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委員会の公開)

第6条 委員会の会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員長は、会議の審議内容が次の各号のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 前橋市情報公開条例（平成9年前橋市条例第45号）第6条に規定する非公開情報に関する事項

(2) 個人情報保護の観点から、個人の権利利益を害するおそれがあると認められる事項

(3) その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる事項

(関係者の意見聴取)

第7条 委員会は必要により議事に関係のある者の意見及び説明を聴取することができる。

(事務局)

第8条 委員会に関する事務は、前橋市福祉部子育て施設課が行う。

(秘密の保持)

第9条 委員は、正当な理由なくその職務に関して知ることのできた情報を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。